

# 学 則

名古屋福祉協同組合

- 第1条 開講の目的  
組合員に居宅における介護、家事援助等の講義、実務を教え、家族の為、或いは社会の為、在宅サービスの担い手を養成する。
- 第2条 研修の名称及び課程  
名古屋福祉協同組合介護職員初任者研修
- 第3条 実施場所（講義・演習）  
名古屋市北区光音寺字野方1919番73
- 第4条 講師氏名及び職名  
講師一覧参照（別紙）
- 第5条 定員  
15名
- 第6条 募集時期  
平成30年10月1日から
- 第7条 募集対象、申込方法  
名古屋在宅福祉協同組合の組合員又は従業員、及び一般受講生  
申込は事務局に受講申込書を記入のうえ提出する。尚申込の際は受講申込受付時又は初回の講義時において、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。
- ・ 戸籍謄本、戸籍抄本若しくは住民票の提出
  - ・ 住民基本台帳カードの提示
  - ・ 在留カード等の提示
  - ・ 健康保険証の提示
  - ・ 運転免許証の提示
  - ・ パスポートの提示
  - ・ 年金手帳の提示
  - ・ 国家資格を有する者については、免許証又は登録証の提示
- 第8条 受講料 90,000円  
教科書・テキスト代含む（使用テキスト 一般財団法人長寿社会開発センター）
- 第9条 上記事項の問い合わせ先  
名古屋福祉協同組合  
TEL (052) 911-5515 FAX (052) 910-5505

## 第10条 研修期間

概ね6ヶ月以内（カリキュラム・日程表は別添の通り）

## 第11条 研修内容（厚生労働省 訪問介護員に関する省令）

（講義）

1. 職務の理解（6時間）
2. 介護における尊厳の保持・自立支援（9時間）
3. 介護の基本（6時間）
4. 介護・福祉サービスの理解と医療との連携（9時間）
5. 介護におけるコミュニケーション技術（6時間）
6. 老化の理解（6時間）
7. 認知症の理解（6時間）
8. 障害の理解（3時間）
9. こころとからだのしくみと生活支援技術（7.5時間）
10. 振り返り（4時間）

合計13.5時間

## 第12条 研修終了の認定方法及び免除科目

すべての受講の後、修了評価筆記試験において評価基準到達をもって認定し、修了を認定した者には修了証明書（携帯用修了証明書）を発行する。

スクーリング（面接指導・実技講習）の全講習を受講する。また、このうち「9. こころとからだのしくみと生活支援技術」の講義内で、介護に必要な基礎的知識の理解の確認と、生活支援技術の習得状況の確認・評価を行い、評価基準に達する事を要する。

2 科目免除の取り扱いについては別紙参照

## 第13条 名簿の記載事項・名簿等、都道府県知事に提出。

当事務局で永年保存するほか、愛知県知事に提出し保管される。

## 第14条 個人情報の取扱い

受講者の個人情報やプライベート等の秘密保持について十分配慮する。

## 第15条 欠席時の取り扱い

原則として受講の欠席は認めない

但し、やむを得ず欠席した場合は研修欠席者に対しては補講をする。

当該課程研修時間数の概ね1割を上限とする。

別途期日を定め本人に通知する。

補講の費用は、一科目7,000円、実費事務局へ振り込み指示。

全ての科目について出席しない場合は修了証の発行はしないものとする。

不慮の事態における養成研修の継続及び苦情に対して、天災等又は

学校の事情により、研修の継続が困難な場合は、学校の責任において

他の教育機関を斡旋し、研修の継続終了に最大限の努力をしますが日程等により受講が困難と思われる場合は受講料を全額返金するものとする。苦情受理のため、事務局に窓口を設け対応にあたるものとする。

事務局 苦情相談窓口  
名古屋福祉協同組合  
電話番号 (052) 911-5515  
担当 立松 紘治

附則 この学則は平成26年11月15日施行とする。

<科目免除の取扱いについて>

1 介護職員初任者研修課程

<保有する資格等により免除できる科目について>

(1) 特別養護老人ホーム等の介護職員等としての実務経験を有する者

ア 対象者

「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」(昭和63年2月12日社庶第29号)別添2「介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等」に定める業務従事期間が365日以上であり、かつ180日以上介護等の業務に従事した者

イ 免除できる科目

1. 職務の理解(6時間)

(2) 平成25年4月1日以降に「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」(平成18年9月29日厚生労働省告示第538号)第2号に掲げる研修(以下「居宅介護従業者養成研修」という。)の2級課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

ア 免除できる科目

7. 認知症の理解(6時間)を除く全科目

<愛知県介護職員初任者研修の修了者とみなす場合>

以下の者は、愛知県介護職員初任者研修の修了者とみなす。

(1) 平成25年4月1日改正前の介護保険法施行規則第22条の23に規定する介護職員基礎研修課程、訪問介護員養成研修1級課程及び訪問介護員養成研修2級課程修了者

(2) 看護師、准看護師又は保健師の資格を有する者。ただし、看護師等の業務に従事していた時期から相当の期間を経ている者又は在宅福祉サービス若しくはこれに類似するサービスの従事経験のない者については、職場研修等を適切に行うことが望ましい。

(3) 居宅介護従業者養成研修の1級課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

(4) 平成25年3月31日までに居宅介護従業者養成研修の2級課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

(5) 実務者研修を修了した者